



「外商投資性会社に係る管理措置を一層改善することに関する通知」  
の仮訳

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>关于进一步完善外商投资性公司 有关管理措施的通知 商资函[2011]1078号</b></p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团以及哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、西安商务主管部门，各国家级经济技术开发区、边境经济合作区；国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：</p> <p>为规范外商投资性公司的审批和外汇管理，推动外商投资性公司进一步发展，现就有关事项通知如下：</p> <p>一、各级商务主管部门应加强对外商投资性公司审批统计信息的审核管理。对批准设立的外商投资性公司，需在《外商投资企业基础信息表》中标注“投资性公司”，并录入商务部外商投资企业审批管理系统。对其他各类型企业均不得标注“投资性公司”或“投资控股”等类似名称。上述内容将作为外商投资企业联合年检的重点检查事项。</p> <p>二、外商投资性公司的境内贷款不得用于境内再投资。</p> <p>三、外商投资性公司可将其在中国境内获得的人民币利润、先行回收投资、清算、股权转让、减资的人民币合法所得，经所在地外汇局核准后，直接用于境内投资；外国投资者也可将其上述合法所得向投资性公司注册资本出资（或增资）后开展境内投资。外商投资性公司申请办理境内投资核准手续，应向外汇管理部门提供以下材料：</p>	<p style="text-align: center;"><b>外商投資性会社に係る管理措置を 一層改善することに関する通知 商資函 [2011] 1078号</b></p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市、新疆生産建設兵団およびハルピン、長春、瀋陽、濟南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安商務主管部門、各國家級經濟技術開發区、辺境經濟合作区、国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局：</p> <p>外商投資性会社の審査および外貨管理の規範化により、外商投資性公司の一層の発展を推進するため、関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、各級商務主管部門は、外商投資性会社の審査・統計情報に対する審査管理を強化しなければならない。設立を批准した外商投資性公司に対し、「外商投資企業基礎情報表」に「投資性公司」と注記し、商務部外商投資企業審査管理システムに記録する。その他の各類型企業に対しては、「投資性公司」或いは「投資持分支配」等、類似の名称を注記してはならない。上記内容は、外商投資企業連合年度検査の重点検査事項とする。</p> <p>二、外商投資性会社の域内貸付は域内の再投資に使用してはならない。</p> <p>三、外商投資性公司是、所在地の外貨管理局の批准を得た上で、中国域内で取得した人民元利益、投資の先行回収、清算、持分譲渡、減資による合法的な人民元所得により、域内投資に直接使用することができる。外国投資者は、上記の合法的所得により、投資性公司の登録資本に出資（もしくは増資）した後に、域内で投資を行うことができる。外商投資性公司が域内投資</p>



<p>(一) 书面申請；  (二) 外商投資企業外匯登記 IC 卡；  (三) 商務主管部門關於外商投資性公司境內投資的批准文件；  (四) 人民幣資金來源證明材料，應參照外商投資企業外國投資者辦理所得利潤、先行回收投資、清算、股權轉讓、減資所得在境內再投資（增資）業務提交的文件；  (五) 最近一期驗資報告和財務審計報告（附相應的外匯收支情況表審核報告）。</p> <p>上述材料經所在地外匯局審核無誤並出具核准件後，外商投資性公司可將相應人民幣資金直接劃轉至所投資企業，或先劃轉至外商投資性公司再轉匯至所投資企業。</p> <p>所投資企業所在地外匯局憑會計師事務所工作聯系函及驗資詢證申請（流入類）、《外國投資者出資情況詢證函》、外商投資性公司所在地外匯局出具的上述境內投資核准件復印件等材料，為所投資企業辦理相應的驗資詢證登記手續，並應在核准件原件上標注已驗資的金額和日期。</p> <p>各級商務、外匯主管部門在執行中如發現問題，請及時與商務部（外資司）、外匯管理局（資本項目司）聯系，通報有關情況。</p> <p style="text-align: right;">商務部 外匯局 二〇一一年十二月八日</p>	<p>に關する審査申請手続を行う際、外貨管理部門へ以下の資料を提出しなければならない：</p> <p>(一) 申請書  (二) 外商投資企業外匯登記 IC カード  (三) 商務部門が発行した当該外商投資性会社の域内投資に關する批准証書  (四) 人民元資金源証明書類。外商投資企業の外國投資者が取得した利益、投資の先行回収、清算、持分譲渡、減資による所得を以って域内再投資（増資）を行う際の審査書類を参考にする。  (五) 直近一期の驗資報告書（資本金払込検査報告書）と財務監査報告書（対応する外貨収支状況表審査報告書を添付すること）</p> <p>所在地の外貨管理局は、上記資料を審査し、誤りのないことを確認した上で、批准証書を発行した後、外商投資性公司是相應する人民元資金を投資先企業へ直接振り替え入金するか、もしくは先に外商投資性公司へ振り替えた後に、投資先企業へ振り替え入金することができる。</p> <p>投資先企業の所在地外貨管理局は、會計事務所が発行した業務連絡書および驗資検査照会申請書（流入類）、「外國投資者出資状況検査照会書」、外商投資性公司所在地の外貨管理局が発行した上記域内投資批准書の写し等の資料に基づき、当該投資先企業のために相應する驗資検査照会登記手続を行い、批准書原本に驗資金額と日付を明記しなければならない。</p> <p>各級商務、外貨主管部門は執行中に問題があった場合、速やかに商務部（外資司）、外貨管理局（資本項目司）に連絡し、関連情報を報告すること。</p> <p style="text-align: right;">商務部 外貨管理局 二〇一一年十二月八日</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行 国際業務部】

■弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。  
■当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。